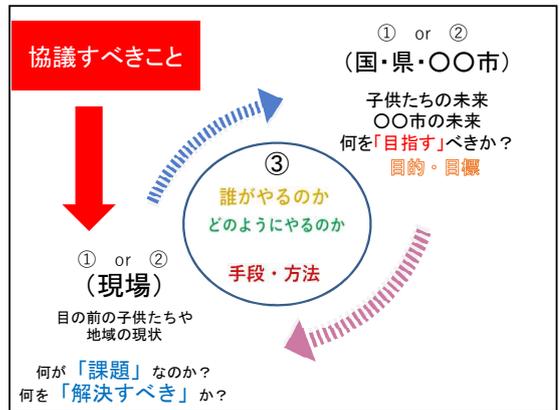
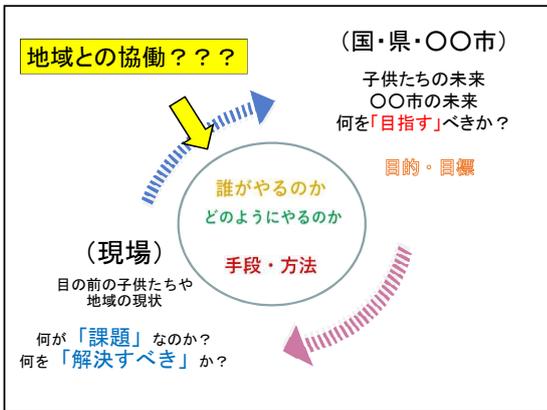
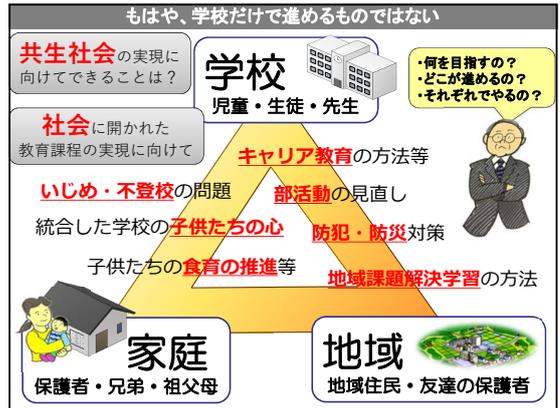


うちの学校は「**地域に信頼される学校**」を目指しており、地域の方にどんどん学校に入っていただいています。
「**地域に開かれた学校**」であり、地域との**協働**による取組はうまくいっています。

コミュニティ・スクールと言わなくても...

- 見守り隊
- 防災訓練
- 読み聞かせ
- 学校評議員制度もありますし...
- 地域学習
- 職場体験
- インターン
- 地域清掃

必要



子供たちが生きる未来

●グローバル化、情報化等により、変化が激しく予測困難な未来。

- 子供たちの65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就く。キャシー・デビッドソン氏(ニューヨーク市立大学大学院センター教授)
- 今後10～20年程度で、約47%の仕事が自動化される可能性が高い。マイケル・A・オズボーン氏(オックスフォード大学准教授)

Society 5.0

新たな社会 "Society 5.0"

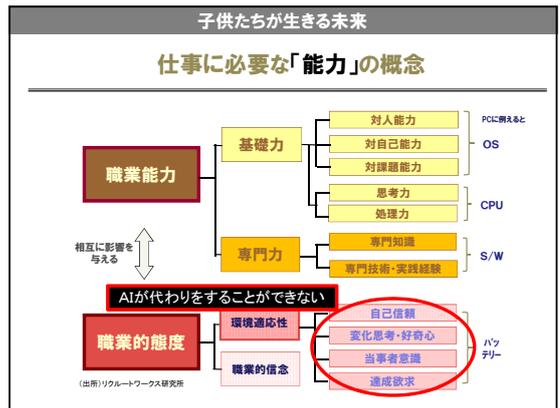
1.0 Society 1.0 時代

2.0 Society 2.0 時代

3.0 Society 3.0 時代

4.0 Society 4.0 時代

5.0 Society 5.0 時代



コミュニティ・スクールを進めるに当たっての不安

・会議が増える
・教頭が忙しくなる
・メリットを感じない

・学校評議員の仕組み
や学校関係者評価は
どうするのか？

保護者や地域の視線が強くなり、
学校運営がやりにくくなるのではない
か？

地域の権力者の意見に
押し切られるのではない
か？

・教職員や地域住民の
理解を得ないと・・・
研修が必要では？

教職員の任用に関してまで
意見が言えるのは、やり過ぎ
ではないか？

『学校運営協議会制度』と『学校評議員制度』との相違

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会制度を導入する学校)

学校
(学校評議員制度を導入する学校)

保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的

協議体の設置(校長の運用によらない) → **組織性の観点** → 校長の異動に左右

協議体による組織的な活動の広がり → **組織的活動の観点** → 想定していない

法令等に基づき役割(権限)が明確化 → **役割の明確化の観点** → 校長の運用

主体的参画による連携・協働性が向上 → **連携・協働性の観点** → 第三者の関わり

校長が作成する学校運営の基本方針を「承認」をする

特別非常勤の公務員
地教法第47条の6

学校を運営する法的な権限を持つ校長(学校教育法)

個人的

承認する=公式な「合議体」で、客観的に「正しい」と認めること

「学校運営の基本方針」の承認を求めることは・・・

地域にある学校の「経営者」として、保護者・地域住民と共に社会総がかりで子供たちの教育(学校運営)を行うことを「宣言」することを意味する

「学校運営の基本方針」の承認すること

校長をリーダーとする学校の運営に計画段階から関わり(参画し)、学校と対等な立場で共に子供たちの教育を行うこと → **法的な権限(地教法)**

学校関係者評価委員会から学校運営協議会への発展

「基本方針の承認」

基本方針、目標の達成に向けてやるべきことをそれぞれで考え、互にそれを取り組むこと
・学校がやること
・子供たちがやること
・保護者がやること
・地域がやること

学校運営協議会

学校運営の基本方針の作成

「学校運営に関する意見」

「学校の教育活動」

「学校関係者評価委員会」

学校評議員アンケート → 「自己評価」 → 「学校関係者評価」

学校運営協議会として、教育委員会規程に学校評価の機能を位置付けている割合は約8割に至っています。発展的例では、学校運営協議会の部会に学校評価部会を設け、組織化しているところもあります。

学校と地域の人々が相互理解や信頼関係を深めるために

学校運営協議会での協議(学校運営協議会委員)

多くの当事者による熟議(保護者・地域住民・教職員)

<地域とともにある学校の運営において大切な視点>

①関係者が当事者意識をもって「熟議(熟慮と議論)」を重ねること

②学校と地域の人々が「協働」して活動すること

③学校が組織として力を発揮するための「マネジメント」

熟議
関係者がみな当事者意識を持ち、子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子供を育てていくのか、何を表現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟慮(熟慮と議論)」を重ねることが大切です。

協働
学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共有した目標に向かって共に「協働」して活動していくことが大切です。

マネジメント
その中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと教職員全体がチームとして力を発揮できるように、組織としての「マネジメント」力を強化していくことが大切です。

協議すべきこと

① or ② (国・県・〇〇市)
子供たちの未来
〇〇市の未来
何を「目指す」べきか?
目的・目標

③
誰がやるのか
どのようにやるのか
手段・方法

① or ② (現場)
目の前の子供たちや
地域の現状

何が「課題」なのか?
何を「解決すべき」か?

膝をつき合わせて意見を交わす関係

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校運営協議会の役割

学校個人志や社会に生かすことする学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる思考力・判断力・実践力の育成

社会に開かれた教育課程

学習指導要領

① これからのよい社会を創るよりに学校教育とは? ② これからの社会を創っていく子供たちが身に付けるべき資力・能力とは? ③ 目標を達成するために、どのような社会的連携・協働を行っているか?

情報の共有

基本方針の承認

熟議の実施

地域学校協働活動の一貫した推進

委員・教育委員会による任命

学校運営協議会(地教法第47条の6)

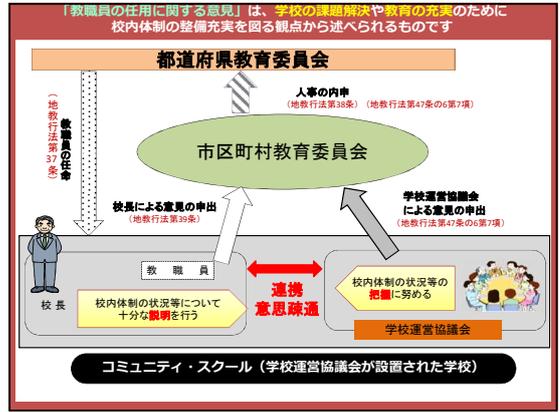
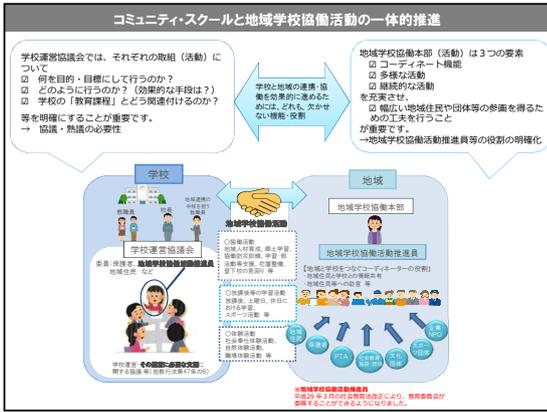
学校教育法施行規則 第52条
小中学校の教育課程については、(中略)文科大臣が別に公布する小中学校学習指導要領によるものとする。

学校教育法施行規則 第47条の6 (学校運営協議会制度)
4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の作成その他の教育職員業務を協働で行って実施することとする。当該対象学校の校長は、当該対象学校の校長会議の承認を受けなければならない。

教育課程を介して社会と目標を共有

地教法第47条の6
1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令に基づき、教育課程を策定するものとする。

学校教育法 第37条
校長は、教育課程の作成その他の教育職員業務を監督する。



学校運営協議会に関する地教行法の主な改正内容(地教行法第47条の6関係)

改正事項	現状・課題	改正の内容
①学校運営協議会の設置を努力義務化	協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっているが、さらなる設置の促進が必要。	各教育委員会に対して、協議会の設置の努力義務を課すこととする(第1項関係)。
②学校運営への必要な支援に関する協議を促進し、必要な委員を追加	学校運営に関して協議し、意見に対する役割のみ規定されているが、地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まっている。 委員は、地域住民や保護者一般が規定されているのみ。	協議会において、学校運営への必要な支援に関する協議を行うよう、役割を見出す(第1項関係)とともに、協議会が協議の結果に関する情報を地域住民等に提供しようとする(第5項関係)。 地域学校協働活動推進員(※社教法に規定)等の学校運営に関する活動を行う者を協議会の委員に加えることとする(第2項関係)。
③委員の任命に関する校長の意見申出を規定	委員の任命について、校長の関与は特段規定がないが、校長とともに責任を負って学校運営に臨める人材が必要。	委員の任命に当たり、校長が意見申出を行うこととし(第3項関係)、校長がリーダーシップを発揮できる仕組みとする。
④任用に関する意見の柔軟化	教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、特例の規定がないが、依然として抵抗感が強い。	どのような事項について教職員の任用に関する意見の対峙とするか、教育委員会規則で定めることとする(第7項関係)。
⑤複数校で一つの協議会を設置することを可能に	学校ごとに協議会を設置することとされているが、学校の円滑な接続を図るようすること等が必要。	小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことと規定することとする(第1項関係)。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとする(第8項関係)。協議会の存続の意思に関する事項規定も変更している。(第9項関係)

平成29年3月 地教行法の改正

○学校運営協議会設置の努力義務化

【改正前】
教育委員会は、…その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

↓

【改正後】
教育委員会は、…学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。

努力義務化による学校運営協議会の位置づけの変化

【これまで】
学校運営協議会が設置される学校は、指定を受けた特定の学校に限られる。

【現在】
制度上、全ての学校に学校運営協議会が設置されることが想定。
→指定制度は廃止。

「努力義務」の意味

①訓示的規定
内容が理念的、抽象的で義務付けがなじまないもの。
(例) 東日本大震災復興基本法 第5条 国民は、…相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。

②激変緩和的規定 ← 学校運営協議会はこちら
内容は具体的だが、一律に義務付けるには時期尚早であるもの。
(例) 健康増進法 第25条 学校…その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

努力義務だから今のままで良い？

- 努力を何ら行わないこと
- 現状を積極的に維持すること
＝地教行法の規定の趣旨に反する。

(参考) 東京高裁判決(平成19年6月28日)
(男女雇用機会均等法の努力義務規定は)単なる訓示規定ではなく、実効性のある規定であることは均等法自体が予定しているものであり、上記目標を達成するための努力をなんら行わず、均等な取扱いが行われていない実態を積極的に維持すること、あるいは、配置及び昇進についての男女差別を更に拡大するような措置をとることは、同条の趣旨に反する。

平成29年3月 地教行法の改正

○5年後の見直し

【附則】
政府は、この法律の施行後5年を目途として、
…学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

設置しやすくするための制度変更

- 学校運営への支援
 - ・学校運営の改善に必要な支援に関する協議も行う。
 - ・学校運営に資する活動を行う者を委員に加える。
- 校長のリーダーシップの発揮
 - ・委員の任命に当たり、校長が意見申出を行える。
- 任用に関する意見申出の柔軟化
 - ・教職員の任用に関する意見の対象を教育委員会規則で定める。
- 複数校での設置
 - ・小中一貫教育など、複数の学校で一つの学校運営協議会を置くことができる。

学校運営協議会の設置に関する地方財政措置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費について、平成30年度から地方交付税を措置。

<具体的な措置内容>

平成30年度 文教関係地方財政措置

社会を生き抜く力の育成

◇学校運営協議会の設置【新規】

学校運営協議会を設置する学校に対し、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費として、積算上、学校運営協議会委員報酬及び会議費等を措置。

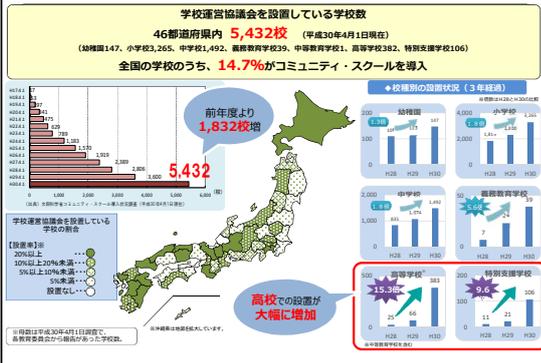
▶ 来年度以降も、引き続き、地方交付税として地方財政措置を申請予定。

【地方自治法第203条の2】

普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監事委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投資管理者、関係管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

42

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校数】



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校設置者数】

